

# 法的分離（兼業規制）に伴う行為規制の 検討（兼職等②）について

平成29年12月26日（火）



# 本日まで議論いただく論点の位置づけ

## (1) 兼職（取締役等）に関する規律

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲 等

## (2) 兼職（従業者等）に関する規律

- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 例外として兼職が許容される従業者の範囲 等

## (3) 業務の受委託等に関する規律

- ✓ 例外として許容される一般送配電事業者による業務の受委託の内容 等

## (4) グループ間の利益移転等（通常取引条件）に関する規律

- ✓ 「通常取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 規制の対象となる一般送配電事業者と特殊の関係のある者の範囲 等

## (5) 社名・商標・広告宣伝・建物・システムの分離等に関する規律

- ✓ 一般送配電事業を行う者と外形的に判断できる社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け及び一定の経過措置の要否
- ✓ 禁止される一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準
- ✓ 情報の適正な管理のための体制整備等 等

## (6) その他

- ✓ 機関設計に関する規律
- ✓ その他 等

# 兼職に関する規制について

- 改正電気事業法においては、一般送配電事業者のより一層の中立性を確保するため、法的分離とあわせて、その取締役等・従業員がグループ内の発電・小売事業者のその取締役等・従業員を兼職することについて、一定の規制をかけることとされた。

①持株会社方式

持株会社



発電



送配電



小売



兼職規制

兼職規制

兼職規制

②発電・小売親会社方式

発電

小売



送配電

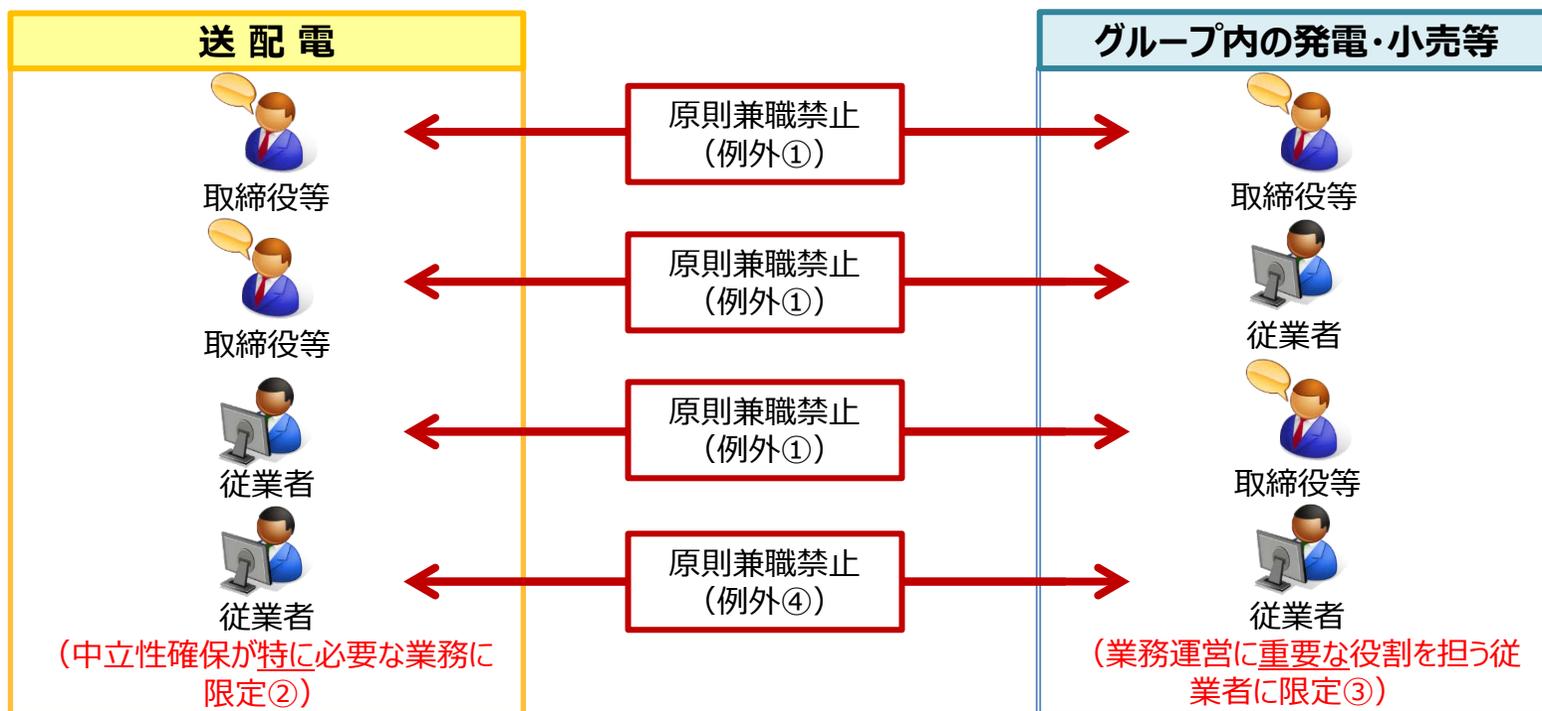


兼職規制

# 検討すべき論点

- 平成29年5月31日の本会合においては、改正電気事業法に基づく兼職規制の基本的な考え方についてご議論いただいた。
- 本日は、改正電気事業法に基づく取締役等の兼職禁止の例外（省令で規定する①）及び、兼職禁止の対象となる従業者の範囲（省令で規定する②及び③）、従業者の兼職禁止の例外（省令で規定する④）についてご議論いただきたい。

## ○改正電気事業法における兼職規制の概要



- ①・④ 電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合
- ② 電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定める業務に従事する者
- ③ 発電事業・小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するものに従事する者など

## (参考) 改正電気事業法の兼職禁止規定の概要

		特定関係事業者（グループ内の発電・小売等）		
		取締役等※2	重要な役割を担う 従業員③	その他の従業員
一般 送配電 事業者	取締役等※1	原則禁止 (例外あり①)	原則禁止 (例外あり④)	禁止されない
	特定送配電等業務に 従事する従業員②			
	その他の従業員		禁止されない	禁止されない

- ①・④ 電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合
- ② 電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定める業務に従事する者
- ③ 発電事業・小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業員として経済産業省令で定める要件に該当するものに従事する者など

※ 1 送配電側における取締役等：取締役、執行役（委員会設置会社における執行役をいい、執行役員とは異なる。）

※ 2 グループ内の発電・小売等における取締役等：取締役、執行役、その他業務を執行する役員（組合における理事など。執行役員とは異なる。）

# 改正電気事業法

## (一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第二十二條の三 **一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者**（一般送配電事業者の子会社（会社法第二條第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。））、親会社（同條第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七條の十一の三第一項において同じ。））若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二條第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。））に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。）**の取締役、執行役その他業務を執行する役員**（以下この項及び第二十七條の十一の三第一項において「取締役等」という。）**又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。**ただし、**電気を供給する事業を営む者**（以下「電気供給事業者」という。）**の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。**

2 **一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、**当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、**電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの**（第二十三條の二第一項において「特定送配電等業務」という。）**に従事させてはならない。**ただし、**電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。**

- 一 小売電気事業者 **小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件**に該当するもの
- 二 発電事業者 **発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件**に該当するもの
- 三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 **その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件**に該当するもの

3 経済産業大臣は、一般送配電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には一般送配電事業者又はその特定関係事業者に対し、一般送配電事業者が前項の規定に違反した場合には一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

# 改正電気事業法

(一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 三 第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2 経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

# 兼職規制の趣旨

- 改正電気事業法第23条において、送配電事業者の中立性を確保するための措置として、（1）情報の目的外利用・提供の禁止、（2）差別的取扱いの禁止、（3）その他適正な競争関係を阻害する行為（省令で定めるもの※）の禁止が規定されている。（禁止行為）
- これらの行為規制に更に加えて、兼職規制を導入する趣旨は、「電気を供給する事業を営む者の間の適正な競争関係を阻害する」ような行為（法第22条の3第1項但書等）（＝中立性阻害行為）の発生をより適確に防止するため、そうした行為を誘発する兼職形態を一般的に禁止するもの。
- 取締役等、従業者の兼職規制の範囲を具体化するにあたっては、こうした法律の趣旨を踏まえ、そのポストへの兼職が一般的に、中立性阻害行為を誘発するかどうかに着目することが適当ではないか。

※その他適正な競争関係を阻害する行為として、現時点で考えられるものとして、自社の発電・小売と同一視されるような社名・商標の使用行為、自社の発電・小売を有利にするような広告・宣伝等がある。

## （一般送配電事業者の禁止行為等）

**第二十三条** 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- 二 その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

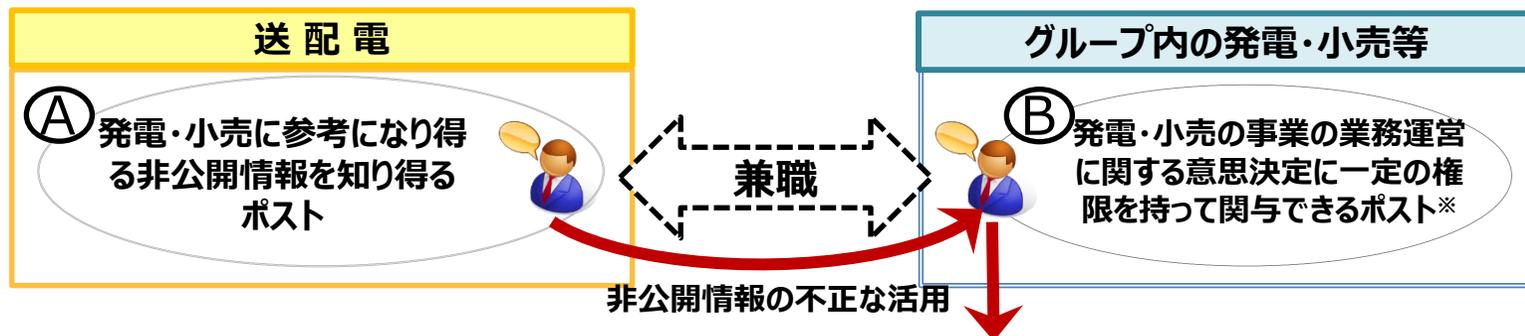
（略）

6 経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

# 中立性阻害行為を誘発する兼職の類型

中立性阻害行為を誘発する兼職は、以下の2類型と考えてよい。

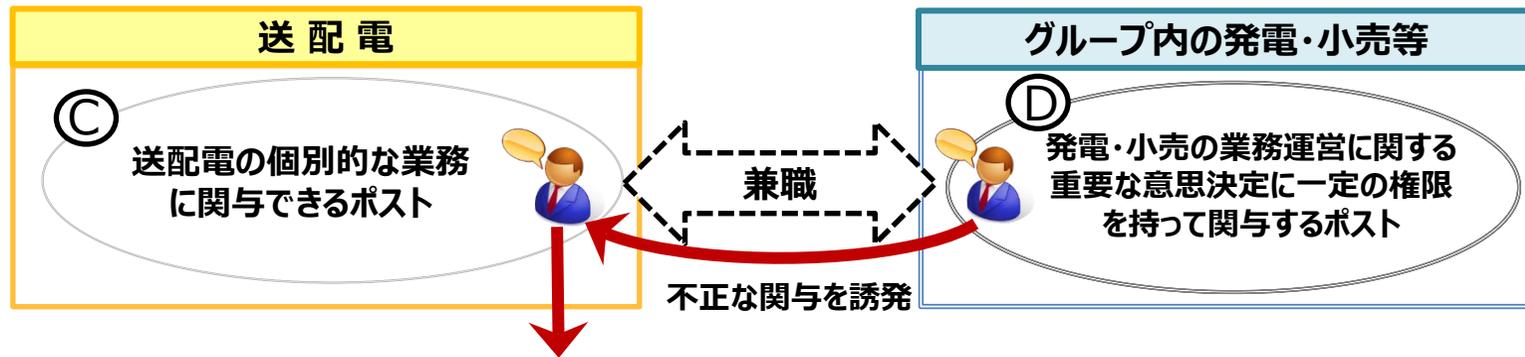
類型Ⅰ（グループ内の発電・小売等で生じるもの）



中立性阻害行為

送配電会社において知った非公開情報を踏まえて、発電・小売事業の業務運営に関する意思決定を行う。（→他社よりも有利に）

類型Ⅱ（送配電で生じるもの）

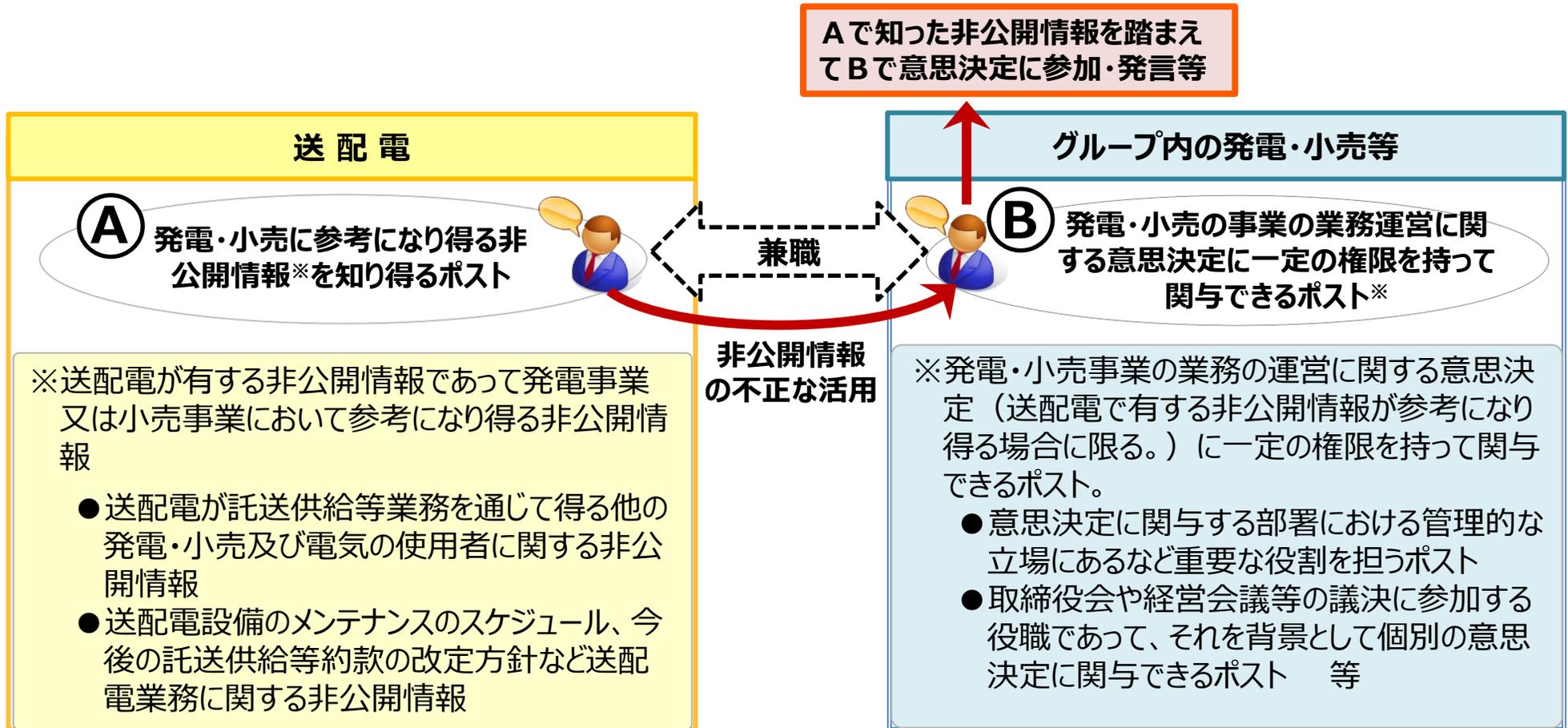


中立性阻害行為

発電・小売事業が有利になるよう、個別的な送配電業務を実施する。

# 中立性阻害行為を誘発するとして禁止すべき兼職 I

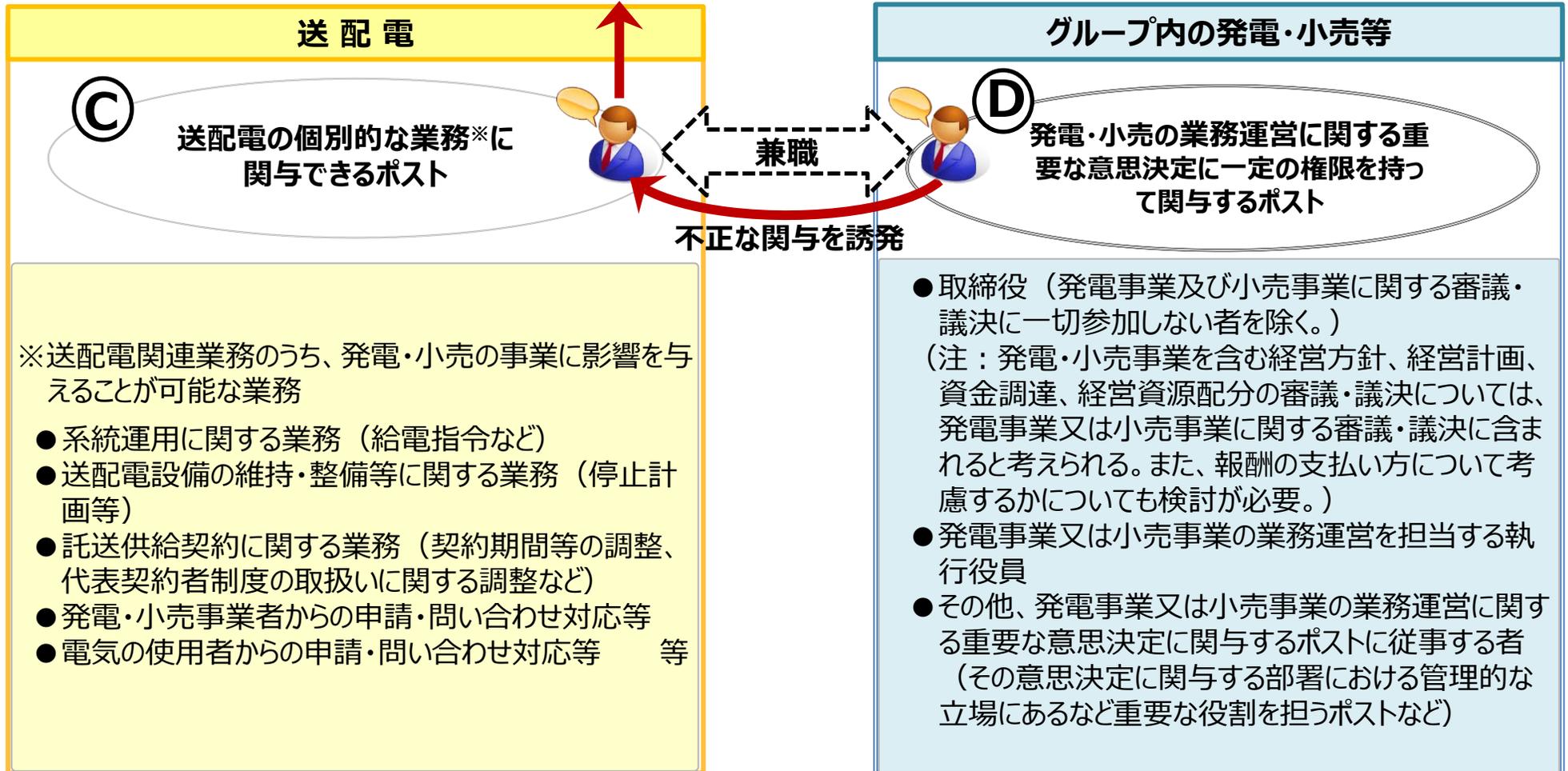
- 以下のAとBを兼職した場合、Aにおいて知った非公開情報を踏まえてBで発電・小売の意思決定に参加し発言等することを誘発。その結果、この発電・小売等は他社より有利に事業を推進。  
→ 中立性阻害行為を誘発することから、このような兼職を禁止するという整理でよいか。



# 中立性阻害行為を誘発するとして禁止すべき兼職Ⅱ

- 以下DとCを兼職した場合、発電・小売の重要な意思決定に関与するDが、Cで発電・小売が有利になるように送配電業務を行うことを誘発。その結果、この発電・小売等は他社より有利に事業を推進。  
→ 中立性阻害行為を誘発することから、このような兼職を禁止するという整理でよいか。

重要な意思決定に関与するDが、Cで発電・小売が有利になるよう業務を実施



## 今後の検討の進め方

- 取締役等及び従業者の兼職禁止・例外の具体的な範囲について、兼職規制の趣旨を踏まえ、その兼職が一般的に中立性阻害行為を誘発するものかどうかに着目し、次回以降検討を深めることとしたい。

※この考え方は、電気事業法の改正内容を議論した制度設計WG（平成26年）において整理した考え方とも整合するのではないか。

# 取締役等の資格に関する規律①（資格制限の対象となる取締役等）

第9回制度設計WG資料抜粋  
平成26年10月

## <論点>

一般送配電事業者の中立性を害する恐れは、取締役等(※)の行う業務範囲によって異なるのではないかと。資格制限の対象となる一般送配電事業者の取締役等の範囲が問題となる。

(※)取締役及び指名委員会等設置会社(本年6月に成立した改正会社法(施行日は公布日から1年6月以内で政令で定める日。未施行)により「委員会設置会社」から名称変更。)における執行役をいう。

## <検討>

一般送配電事業に関する業務の意思決定に直接関与できる取締役等か否かによって「自己が所属するグループ会社である発電・小売事業者の利益を図る目的で、一般送配電事業の業務運営に関与する恐れ」は異なる。もっとも、取締役については、当該意思決定を行わない場合であっても、会社の組織に関する重要な意思決定を行う(次頁参照)ため、資格制限の対象から一切除外するのは適切ではない。

## <方向性>

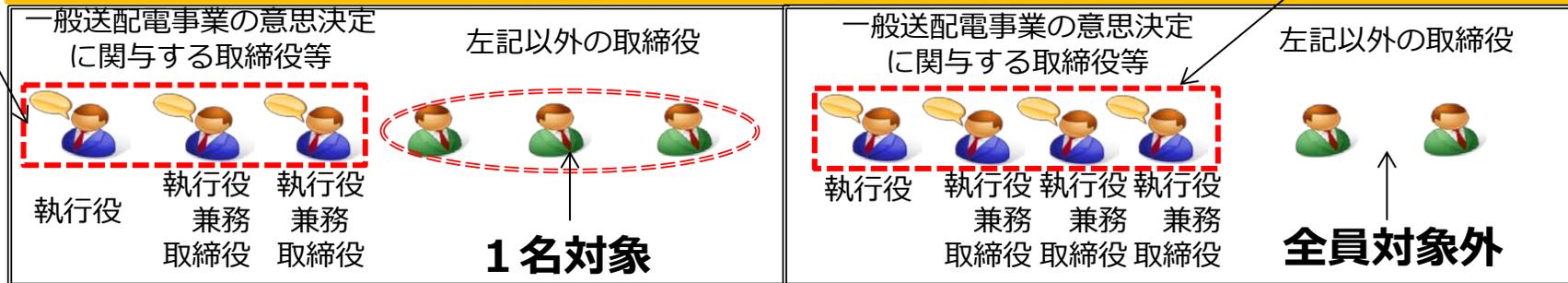
- 「一般送配電事業の意思決定に関与する全ての取締役等」については、資格制限の対象としてはどうか
- 一般送配電事業の意思決定に関与しない取締役が存在する会社の取締役については、「全取締役(一般送配電事業の意思決定に関与する取締役を含む。)の半数+1」について資格制限の対象としてはどうか

## <資格制限の対象となる取締役等(例)>

全員対象

一般送配電事業者(指名委員会等設置会社)

全員対象



(※) 「一般送配電事業の意思決定に関与しない取締役等」については、①指名委員会等設置会社において一般送配電事業の業務執行の決定全てを執行役に委任した場合の当該執行を委任された執行役ではない取締役、②監査等委員会設置会社(本年6月に成立した改正会社法により新設)において一般送配電事業に関する業務執行の決定全てを取締役に委任した場合における当該委任を受けた取締役以外の取締役が該当すると考えられるが、③それ以外の会社においても、取締役会において一般送配電事業に関する議事・議決を行う場合に、その議事に参加せず、議決を行わない取締役であれば、当該取締役等に該当すると評価できるのではないかと。

# 取締役等の資格に関する規律③（兼任禁止の対象となる事業者における役職等）

第9回制度設計WG資料抜粋  
平成26年10月

## <論点>

兼任禁止の対象となる事業者における役職等（発電・小売事業の意思決定に関与する取締役等か否か、従業員か否か等）に応じて、一般送配電事業者の中立性を害する恐れの変化の程度は変わるのではないか。

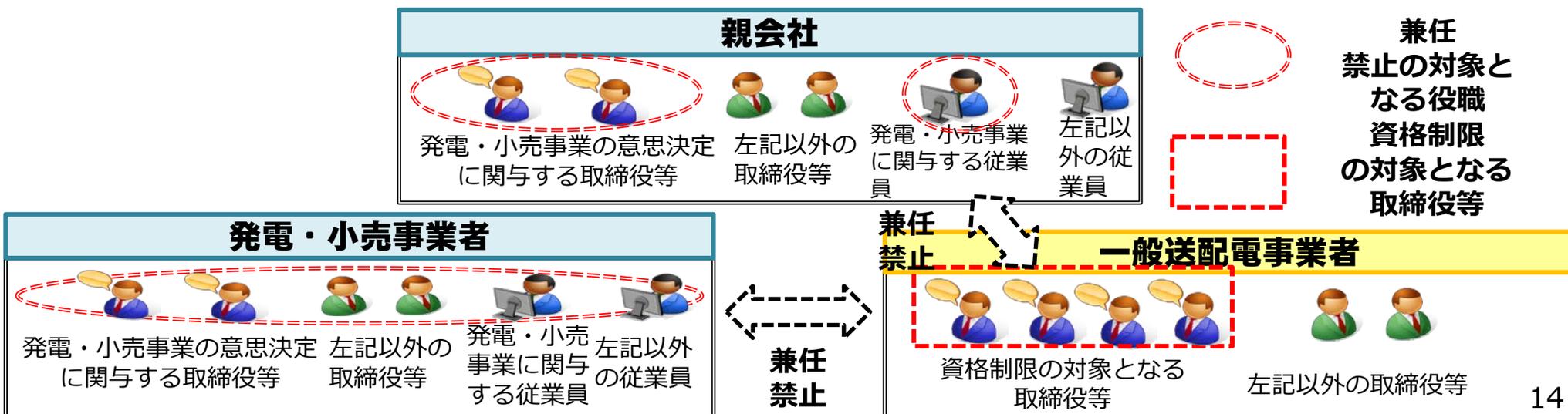
## <検討>

自己が所属するグループ会社の利益を図る目的は、その会社での役職、意思決定の範囲や担当する業務にかかわらず、所属している以上生じる。

ただし、親会社全体の予算計画等について、一般送配電事業者の取締役等が親会社の取締役等として一切の意見を言えないとすると、かえって一般送配電事業者として合理的な意思決定ができない恐れがある。また、親会社については、グループ会社全体を統括する立場にあるため、発電・小売事業に関する利害関係を有する側面と一般送配電事業に関する利害関係を有する側面の二面性を有する。

## <方向性>

- 発電・小売事業者（一般送配電事業者の親会社を除く）との兼任は、全ての取締役等・従業員を対象に禁止してはどうか
- 一般送配電事業者の親会社との兼任は、「発電・小売事業の意思決定又はその事業に関与する場合」に限り禁止してはどうか



## <委員・オブザーバーからの御指摘>

意思決定に関する取締役についてのみ規制の対象となっているが、その業務の担当でない他の取締役についても、取締役会決議に参加していれば、意思決定に関わっていると言えるし、取締役としての監視義務があるといえるのではないか。

## <検討>

第9回WGでは、資格制限の対象となる取締役等について、「一般送配電事業の意思決定に関するか否か」に応じて、以下の方向性を提示させていただいたところ。

### <方向性>

第9回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料参照

- 「一般送配電事業の意思決定に関する全ての取締役等」については、資格制限の対象としてはどうか
- 一般送配電事業の意思決定に関するしない取締役が存在する会社の取締役については、「全取締役（一般送配電事業の意思決定に関する取締役を含む。）の半数+1」について資格制限の対象としてはどうか

取締役会設置会社においては、原則として全ての取締役の過半数で意思決定（業務執行の決定）が行われる（会社法369条1項・362条2項1号）ことから、取締役である以上、一般送配電事業に関する担当取締役か否かに関わらず、全ての取締役が「一般送配電事業の意思決定に関する」取締役に該当すると考えられる。

ただし、以下の場合には、例外的に「一般送配電事業の意思決定に関するしない」取締役等に該当するといえるのではないか。

### ①指名委員会等設置会社（7頁参照）である場合

- 一般送配電事業の業務執行の決定全てを執行役に委任した場合（会社法416条4項）における、当該執行を委任された執行役を兼務していない取締役
- 一般送配電事業の業務執行の決定に関する委任を受けていない執行役（代表執行役を除く）

### ②監査等委員会設置会社（7頁参照）である場合

一般送配電事業の業務執行の決定全てを特定の取締役に委任した場合（会社法399条の13第5項・6項）における、当該全部又は一部の委任を受けた取締役以外の取締役（代表取締役を除く）

### ③それ以外の取締役会設置会社である場合

取締役会において一般送配電事業に関する議事・議決を行う場合に、その議事に参加せず、議決を行わないことが担保されている取締役（代表取締役を除く）